

大阪府公報

発行所
大 阪 市 役 所
大阪市北区中之島 1-3-20
電話 06-6208-7444

目 次

規 則

- 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部
を改正する規則 3
- 大阪市個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正す
る規則 4

告 示

- 大阪城天守閣の供用時間の変更の承認 4
- 平成 29 年大阪市告示第 792 号（財政事情及び準公営企業・公
営企業の業務状況の公表）の一部訂正 5
- 寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定 7
- 開発行為に関する工事の完了 8
- 開発行為に関する工事の完了 9
- 道路の位置指定 10
- 道路の位置指定 11
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する
法律に基づく医療機関の指定 11
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する
法律に基づく指定医療機関の変更 13
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する
法律に基づく指定医療機関の廃止 14
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する
法律に基づく指定医療機関の休止 15
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する
法律に基づく指定医療機関の辞退 16
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する
法律に基づく介護機関の指定 16
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する
法律に基づく指定介護機関の変更 17

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止	21
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定	23
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の変更	26
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の廃止	27
○放置自動車の処理	28
○道路法違反物件の除却	29
○市道の路線名変更	29
○市道の一部廃止	30
○市道の路線廃止	40
○市道の供用廃止	42
○一般競争入札の執行（レーザープリンタ用トナーカートリッジ外1点（東部地区）の買入れ等）	42
○指定給水装置工事事業者の指定の取消し	46
公 告	
○職員の退職手当に関する条例に基づく退職手当の支給制限	46
○一般競争入札の執行（アップライトピアノ2台の売払い）	47

公布された規則のあらまし

◇非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 本庁舎において庁内の案内等に関する業務を行う非常勤の職員等の報酬の額を定めることにしました。
- 2 この規則は、公布の日（平成29年8月31日）から施行することにしました。
ただし、一部の規定は、平成29年9月1日から施行することにしました。

（平成29年大阪市規則第132号 人事室給与課）

◇大阪市個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令が一部改正されたことに伴い、大阪市個人番号の利用等に関する条例別表第2の市規則で定める事務及び特定個人情報の範囲を改めることにしました。

- 2 この規則は、公布の日（平成29年9月8日）から施行することにした。
（平成29年大阪市規則第134号 I C T戦略室企画担当）

規 則

次に掲げる規則を公布する。

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

平成29年8月31日

大阪市長 吉 村 洋 文

大阪市規則第132号

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成20年大阪市規則第71号）の一部を次のように改正する。

別表政策企画室の項中

「

広報紙誌の編集に関する助言等の業務を行う者	月額	186,000円
-----------------------	----	----------

」

を

「

広報紙誌の編集に関する助言等の業務を行う者	月額	186,000円
本庁舎において庁内の案内等に関する業務を行う者	時間額	1,200円

」

に改め、同表こども青少年局の項中

「

大阪市内における認可外保育施設の指導監督等の業務を行う者	月額	180,000円
------------------------------	----	----------

」

を

「

大阪市内における認可外保育施設の指導 監督等の業務を行う者	月額	180,000円
施設を利用する児童の保護者が支払う費 用が補助の対象となる認可外保育施設の 選定に係る実地調査等の業務を行う者	月額	180,000円

」

に改め、同表教育委員会事務局（学校その他の教育機関を含む。）の項中「精神疾患による」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表政策企画室の項及びこども青少年局の項の改正規定は、平成29年9月1日から施行する。

（平29.8.31揭示済）



次に掲げる規則を公布する。

大阪市個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

平成29年9月8日

大阪市長 吉 村 洋 文



大阪市規則第134号

大阪市個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

大阪市個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年大阪市規則第209号）の一部を次のように改正する。

第22条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

大阪市告示第1246号

大阪城天守閣について、大阪城天守閣条例（昭和24年条例第59号）第5条第

2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更を承認したので、第5条第3項の規定に基づき告示する。

平成29年9月8日

大阪市長 吉 村 洋 文

月 日	供 用 時 間
平成29年10月19日（木）から 同年10月22日（日）まで	午前9時から午後7時まで

（経済戦略局観光部観光課）

大阪市告示第1247号

平成29年大阪市告示第792号（財政事情及び準公営企業・公営企業の業務状況の公表）の一部を次のように訂正する。

平成29年9月8日

大阪市長 吉 村 洋 文

附録35頁V 高速鉄道事業 1. 概況本文中「840億5,500万円」を「856億8,500万円」に、「686億3,700万円」を「1,188億5,700万円」に、「154億1,800万円の剰余となりました。」を「331億7,200万円の損失となりました。また、自動車運送事業の終結に備えた出資金評価損や貸倒引当金等の特別損益を除いた経常損益では、154億1,800万円の剰余となりました。」に訂正する。

附録35頁V 高速鉄道事業 2. 損益計算書の要旨の表中

「

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
営 業 費 用	62,296	営 業 収 益	79,330
車 両 保 存 費	4,558	運 輸 収 益	74,803
運 転 費	9,150	運 輸 雑 収	4,527
運 輸 費	13,024		
そ の 他	35,564		
営 業 外 費 用	6,341	営 業 外 収 益	4,725
当 期 純 利 益	15,418		
合 計	84,055	合 計	84,055
当 期 純 利 益		15,418 百万円	
前 期 繰 越 利 益 剰 余 金		141,511 百万円	
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金		156,929 百万円	

」

を

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
営 業 費 用	62,296	営 業 収 益	79,330
車 両 保 存 費	4,558	運 輸 収 益	74,803
運 転 費	9,150	運 輸 雑 収	4,527
運 輸 費	13,024		
そ の 他	35,564		
営 業 外 費 用	6,341	営 業 外 収 益	4,725
経 常 利 益	(15,418)		
特 別 損 失	50,220	特 別 利 益	1,630
		当 期 純 損 失	33,172
合 計	118,857	合 計	118,857
当 期 純 損 失		33,172 百万円	
前 期 繰 越 利 益 剰 余 金		141,512 百万円	
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金		108,340 百万円	

に訂正する。

附録36頁V 高速鉄道事業 3. 貸借対照表の要旨の表中

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
固 定 資 産	1,223,251	固 定 負 債	542,744
有 形 固 定 資 産	1,140,837	企 業 債	448,514
土 地	58,173	引 当 金	90,194
線 路 設 備	805,267	そ の 他	4,036
電 路 設 備	155,318		
車 両	43,743	流 動 負 債	78,615
そ の 他	66,673	企 業 債	37,581
建 設 仮 勘 定	11,663	未 払 金	22,658
無 形 固 定 資 産	2,567	引 当 金	4,177
投 資 そ の 他 の 資 産	79,847	そ の 他	14,199
流 動 資 産	161,115	繰 延 収 益	180,801
現 金 ・ 預 金	133,268	資 本 金	413,056
未 収 金	10,748		
短 期 貸 付 金	16,000	剰 余 金	159,600
そ の 他	1,099	資 本 剰 余 金	2,671
繰 延 勘 定	3	利 益 剰 余 金	156,929
		(うち当年度純利益)	(38,274)
		評 価 差 額 等	9,553
合 計	1,384,369	合 計	1,384,369

を

「

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
固 定 資 産	1,189,031	固 定 負 債	542,744
有 形 固 定 資 産	1,140,837	企 業 債	448,514
土 地	58,173	引 当 金	90,194
線 路 設 備	805,267	そ の 他	4,036
電 路 設 備	155,318		
車 両	43,743	流 動 負 債	78,614
そ の 他	66,673	企 業 債	37,581
建 設 仮 勘 定	11,663	未 払 金	22,658
無 形 固 定 資 産	2,567	引 当 金	4,176
投資その他の資産	45,627	そ の 他	14,199
流 動 資 産	146,745	繰 延 収 益	180,801
現 金 ・ 預 金	133,268		
未 収 金	10,748	資 本 金	413,056
短 期 貸 付 金	16,000		
貸 倒 引 当 金	△ 16,000	剰 余 金	111,011
そ の 他	2,729	資 本 剰 余 金	2,671
		利 益 剰 余 金	108,340
繰 延 勘 定	3	(うち当年度純損失)	(△ 10,316)
		評 価 差 額 等	9,553
合 計	1,335,779	合 計	1,335,779

」

に訂正する。

(財政局財務部財務課)

大阪市告示第1248号

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）第29条第1項第1号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、平成29年8月27日から平成34年8月26日までの間に支出される次の法人に対する寄附金を指定したので、大阪市市税条例第29条第14項の規定に基づき告示する。

平成29年9月8日

大阪市長 吉 村 洋 文

法人の名称	法人の主たる事務所又は事業所の所在地
特定非営利活動法人大阪NPOセンター	大阪府中央区平野町一丁目7番1号

(財政局税務部課税課)

大阪市告示第1249号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年9月8日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 許可番号

平成28年7月27日 大阪市指令都計（開）第31号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市大正区三軒家東3丁目3番1、3番3、3番6、3番8、3番9、
3番10、3番11、3番17、103番3

3 許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中央区八丁堀4丁目5番8号
イシグロホールディングス株式会社
代表取締役 石黒 克司

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘要
	幅員（管径）	延長			
緑地	—	—	開発者	開発者	面積 155.19㎡
下水道	D=200mm	5.800m	大阪市	—	0号組立マンホールインバート付 1ヵ所 新設工
下水道	D=200mm	5.250m	大阪市	—	集水ますI型インバート付 1ヵ所 新設工
消防水利	—	—	開発者	開発者	防火水槽40 t 1基

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=150mm	5.750m	大阪市	—	撤去工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第1250号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年9月8日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 許可番号

平成29年7月19日 大阪市指令都計（開）第18号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市西成区松3丁目1番59、2番3、2番47、2番48、2番49、2番50、
2番52

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市浪速区戎本町1丁目9番21号

有限会社ホームビルダー

取締役 川島 健

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘要
	幅員（管径）	延長			
道路	0.182m	31.483m	大阪市	大阪市	すみ切り1ヵ所含む
道路	0.182m	29.748m	大阪市	大阪市	拡幅
道路	0.182m	29.051m	開発者	開発者	拡幅
道路	0.313～0.343m	30.146m	開発者	開発者	すみ切り1ヵ所含む
道路	0.183～0.315m	31.149m	開発者	開発者	拡幅
下水道	D=150mm	17.950m	大阪市	—	集水ますⅠ型 インバート付 10ヵ 所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=150mm	7.000m	大阪市	—	簡易ます 4ヵ所 撤去工
下水道	D=250mm	2.500m	大阪市	—	集水ます 1ヵ所 撤去工
下水道	—	—	大阪市	—	集水ますⅠ型 2ヵ所 撤去工
下水道	D=100・150mm	2.350m	—	—	撤去工
下水道	D=150mm	0.550m	—	—	撤去工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第1251号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成29年 9 月 8 日

大阪市長 吉 村 洋 文

指定年月日及び指令番号

平成29年 8 月17日

大阪市指令都計建企第1014号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
阿倍野区 桃ヶ池1丁目	11番7の一部	m 4.00	m 30.24	袋路状道路

（都市計画局建築指導部建築企画課）

大阪市告示第1252号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成29年 9 月 8 日

大阪市長 吉 村 洋 文

指定年月日及び指令番号

平成29年 8 月24日

大阪市指令都計建企第1011号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
城東区 天王田	25番の一部 24番2の一部 30番35 天王田楠根公園の一部	m 4.00	m 33.72	袋路状道路

（都市計画局建築指導部建築企画課）

大阪市告示第1253号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第49条の規定により、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成29年 9 月 8 日

大阪市長 吉 村 洋 文

①名称 ②所在地 ③指定年月日

①生きる・育む・輝くメンタルクリニック ②大阪市北区芝田2丁目1番21号

③平成29年 7 月 1 日

①糖尿病・代謝内科 宮田クリニック ②大阪市福島区福島5丁目17番21号

③平成29年 7 月 1 日

①こうむら女性クリニック ②大阪市中央区石町1丁目1番1号 ③平成29年 6 月 1 日

①医療法人泰仁会 里見英子クリニック ②大阪市東淀川区豊新5丁目15番4

号 ③平成29年6月1日

①さくらクリニック ②大阪市東成区大今里3丁目26番28号 ③平成29年7月1日

①整形外科 川戸クリニック ②大阪市城東区今福東1丁目13番8号 ③平成29年7月1日

①やまとメンタルクリニック ②大阪市住吉区长居東4丁目4番15号 ③平成29年7月1日

①大井歯科医院 ②大阪市中央区平野町1丁目7番3号 ③平成29年7月1日

①富田歯科医院 TOMITA DENTAL ②大阪市西区西本町1丁目6番6号 ③平成29年5月10日

①北加賀屋歯科医院 ②大阪市住之江区北加賀屋2丁目11番8号 ③平成29年5月1日

①アポロン薬局 ②大阪市都島区都島本通3丁目8番5号 ③平成29年6月1日

①クローバー薬局 ②大阪市都島区都島北通1丁目3番19号 ③平成29年6月1日

①プラザ薬局 新福島店 ②大阪市福島区福島5丁目17番21号 ③平成29年7月1日

①パール薬局 福駅前店 ②大阪市西淀川区福町2丁目3番24号 ③平成29年6月1日

①東淀川薬局 崇禅寺店 ②大阪市東淀川区東中島5丁目16番13号 ③平成29年6月1日

①ひまわり薬局 田島店 ②大阪市生野区田島5丁目5番31号 ③平成29年7月1日

①つばさ薬局 ②大阪市旭区中宮2丁目25番15号 ③平成29年7月1日

①そうごう薬局 今福つるみ店 ②大阪市城東区今福東1丁目13番8号 ③平成29年7月1日

①スギ薬局 粉浜西店 ②大阪市住之江区粉浜西3丁目1番12号 ③平成29年7月1日

①ひまわり薬局 ②大阪市住之江区中加賀屋1丁目14番22号 ③平成29年6月1日

①オレンジ薬局 長居店 ②大阪市住吉区长居東4丁目4番15号 ③平成29年7月1日

①ひまわり薬局 ②大阪市西成区玉出中2丁目15番21号 ③平成29年6月1日

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤指定年月日

①株式会社N・フィールド ②大阪市北区堂島浜1丁目4番4号 ③訪問看護ステーション デューン天満 ④大阪市北区国分寺1丁目7番11号 ⑤平成29年7月1日

①株式会社グリーン ②大阪市北区東天満2丁目9番2-301号 ③みどりの

訪問看護ステーション ④大阪市北区東天満2丁目9番2-301号 ⑤平成29年7月1日

①株式会社ケア21 ②大阪市北区堂島2丁目2番2号 ③ケア21訪問看護ステーションぴ〜す都島 ④大阪市都島区御幸町1丁目6番5号 ⑤平成29年7月1日

①一般財団法人 淀川勤労者厚生協会 ②大阪市西淀川区野里3丁目5番22号 ③淀協訪問看護ステーションえがお ④大阪市福島区海老江7丁目3番16号 ⑤平成29年7月1日

①アマルフィーメディカル株式会社 ②大阪市天王寺区空清町5番8号 ③水仙訪問看護ステーション ④大阪市天王寺区空清町5番8号 ⑤平成29年6月1日

①医療法人菊秀会 ②大阪府吹田市寿町2丁目7番24号 ③訪問看護ステーションやすらぎ ④大阪市東淀川区小松5丁目6番24号 ⑤平成29年7月1日

①有限会社和敬堂 ②大阪市東淀川区豊里2丁目14番20号 ③リハビリ訪問看護ステーションげんきプラス ④大阪市東淀川区下新庄2丁目13番8-101号 ⑤平成29年6月1日

①有限会社ベストメディカル ②大阪市阿倍野区松崎町2丁目1番36-4201号 ③彩叶訪問看護ステーション ④大阪市住吉区我孫子5丁目14番10-403号 ⑤平成29年7月1日

①株式会社シェルメール ②大阪市住吉区住吉2丁目9番69号 ③パドマ訪問看護ステーション ④大阪市住吉区住吉2丁目9番69号 ⑤平成29年6月1日

①株式会社TMコンサルティング ②大阪府羽曳野市羽曳が丘西2丁目2番17号 ③つながり訪問看護ステーション ④大阪市西成区天下茶屋3丁目26番19号 ⑤平成29年7月1日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第1254号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成29年9月8日

大阪市長 吉 村 洋 文

①名称 ②所在地 ③変更年月日

①馬場耳鼻咽喉科麻酔科 ②（旧）：大阪市北区天神橋6丁目3番21号 （新）
：大阪市北区天神橋6丁目3番20号 ③平成29年7月1日

①森田歯科医院 ②（旧）：大阪市東淀川区豊里2丁目1番4-113号 （新）
：大阪市東淀川区豊里2丁目1番 ③平成29年6月22日

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤
変更年月日

①（旧）：株式会社テクノトライ （新）：株式会社すずらん ②（旧）：大
阪市福島区玉川1丁目1番36号 （新）：大阪市旭区中宮4丁目9番7-302
号 ジュネス城北 ③訪問看護ステーションすずらん ④大阪市旭区中宮4丁
目9番7-201号 ⑤平成29年5月8日

①社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会 ②（旧）：大阪市城東区今
福東3丁目7番29号 （新）：大阪府中央区谷町7丁目4番15号 ③大阪府済
生会野江訪問看護ステーション ④（旧）：大阪市城東区今福東3丁目7番29
号 （新）：大阪市城東区今福東2丁目2番26号 ⑤平成28年6月1日

（福祉局生活福祉部保護課）

大阪市告示第1255号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成29年9月8日

大阪市長 吉 村 洋 文

①名称 ②所在地 ③廃止年月日

①櫻根皮膚科 ②大阪市北区浪花町5番15号 ③平成29年6月20日

①こうむら女性クリニック ②大阪市中央区石町1丁目1番1号 ③平成29年
5月31日

①大正ファミリークリニック ②大阪市大正区三軒家東4丁目5番12号 ③平
成29年6月30日

①里見英子クリニック ②大阪市東淀川区豊新5丁目15番4号 ③平成29年5
月31日

①緑橋駅前クリニック ②大阪市東成区東中本2丁目2番6号 ③平成29年7
月1日

①特別養護老人ホーム高殿苑診療所 ②大阪市旭区高殿2丁目11番26号 ③平

成29年4月10日

- ①大井歯科医院 ②大阪市此花区高見2丁目9番20号 ③平成29年5月31日
- ①富田歯科医院 ②大阪市西区西本町1丁目10番10-412号 ③平成29年5月9日
- ①玉村歯科 ②大阪市淀川区西三国3丁目5番3号 ③平成29年6月30日
- ①北加賀屋歯科医院 ②大阪市住之江区北加賀屋2丁目11番8号 ③平成29年4月30日
- ①アポロン薬局 ②大阪市都島区都島本通3丁目8番5号 ③平成29年5月31日
- ①クローバー薬局 ②大阪市都島区都島北通1丁目4番3号 ③平成29年5月31日
- ①パール薬局 福駅前店 ②大阪市西淀川区福町2丁目3番15号 ③平成29年5月31日
- ①東淀川薬局 崇禅寺店 ②大阪市東淀川区東中島5丁目16番13号 ③平成29年5月31日
- ①ひまわり薬局 ②大阪市住之江区中加賀屋1丁目14番22号 ③平成29年5月31日
- ①中島薬局 ②大阪市西成区千本北1丁目11番11号 ③平成29年6月10日
- ①ひまわり薬局 ②大阪市西成区玉出中2丁目15番21号 ③平成29年5月31日
- ①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤廃止年月日
- ①福島医療生活協同組合 ②大阪市福島区野田3丁目13番44号 ③訪問看護ステーションえがお ④大阪市福島区吉野4丁目5番2号 ⑤平成29年3月31日
- (福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第1256号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成29年9月8日

大阪市長 吉 村 洋 文

①名称 ②所在地 ③休止年月日

①夕陽ヶ丘いきいきクリニック ②大阪市天王寺区上汐6丁目3番11号 ③平

成29年6月30日

①淀川キリスト教病院ホスピス・こども ②大阪市東淀川区東中島6丁目9番3号 ③平成29年3月1日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第1257号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第51条第1項の規定により、指定医療機関から辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成29年9月8日

大阪市長 吉 村 洋 文

①名称 ②所在地 ③辞退年月日

①曲渕ペインクリニック ②大阪市西区立売堀2丁目3番21号 ③平成29年6月8日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第1258号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成29年9月8日

大阪市長 吉 村 洋 文

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤介護機関別（指定年月日）

①株式会社ラトゥ ②大阪市生野区桃谷2丁目18番10-601号 ③福祉用具あずき ④大阪市北区天神橋2丁目5番26-404号 ⑤特定福祉用具販売（平成

28年4月1日) 特定介護予防福祉用具販売(平成28年4月1日)

①株式会社リーパス ②大阪市住之江区南港中4丁目2番15-604号 ③株式会社リーパス ④大阪府中央区和泉町1丁目1番14号 ⑤訪問介護(平成29年7月1日) 居宅介護支援(平成29年7月1日) 介護予防訪問介護(平成29年7月1日) 訪問型サービス(独自)(平成29年7月1日)

①株式会社フジ ②大阪市東淀川区東淡路4丁目6番9号 ③ケアプランフジ ④大阪市東淀川区東淡路4丁目6番9号 ⑤居宅介護支援(平成29年6月1日)

①社会福祉法人慶生会 ②大阪市生野区巽東4丁目11番10号 ③慶生会ライフサポート東成 ④大阪市東成区大今里西2丁目17番13号 ⑤福祉用具貸与(平成29年7月1日) 特定福祉用具販売(平成29年7月1日) 特定介護予防福祉用具販売(平成29年7月1日) 介護予防福祉用具貸与(平成29年7月1日)

①有限会社コア・メディカル ②大阪市生野区巽北3丁目20番11号 ③つばさ薬局 ④大阪市生野区巽北3丁目20番11号 ⑤居宅療養管理指導(平成29年6月1日) 介護予防居宅療養管理指導(平成29年6月1日)

①社会福祉法人清水福祉会 ②大阪市旭区清水3丁目15番23号 ③さくら苑デイサービスセンター太子橋 ④大阪市旭区太子橋2丁目8番31号 ⑤通所介護(平成29年7月1日) 介護予防通所介護(平成29年7月1日)

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第1259号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成29年9月8日

大阪市長 吉 村 洋 文

①名称 ②所在地 ③介護機関種別(変更年月日)

①(旧):淀川老人保健施設ウエルコティ (新):淀川老人保健施設けあきのもり ②大阪市淀川区新高1丁目7番20号 ③介護老人保健施設(平成29年6月1日)

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤介護機関別(変更年月日)

- ①株式会社寿梨の里 ②（旧）：大阪市北区本庄西3丁目8番17-803号
（新）：大阪市北区天神橋7丁目15番2-101号 ③寿梨の里 ④（旧）：大
阪市北区天神橋7丁目13番8号 （新）：大阪市北区天神橋7丁目15番2-101
号 ⑤訪問介護（平成29年3月17日） 介護予防訪問介護（平成29年3月17日）
- ①株式会社ラトゥ ②（旧）：大阪市生野区舍利寺2丁目1番3号 （新）：
大阪市生野区桃谷2丁目18番10-601号 ③ケアプランセンターあずき ④大
阪市北区天神橋2丁目5番26-404号 ⑤居宅介護支援（平成28年4月1日）
- ①株式会社寿梨の里 ②（旧）：大阪市北区本庄西3丁目8番17-803号
（新）：大阪市北区天神橋7丁目15番2-101号 ③ケアプランセンター寿梨
の里 ④（旧）：大阪市北区天神橋7丁目13番8号 （新）：大阪市北区天神
橋7丁目15番2-101号 ⑤居宅介護支援（平成29年3月17日）
- ①株式会社ラトゥ ②（旧）：大阪市生野区舍利寺2丁目1番3号 （新）：
大阪市生野区桃谷2丁目18番10-601号 ③福祉用具あずき ④大阪市北区天
神橋2丁目5番26-404号 ⑤福祉用具貸与（平成28年4月1日） 介護予防
福祉用具貸与（平成28年4月1日）
- ①株式会社ラトゥ ②（旧）：大阪市生野区舍利寺2丁目1番3号 （新）：
大阪市生野区桃谷2丁目18番10-601号 ③ヘルパーステーションあずき ④
大阪市北区天神橋2丁目5番26-404号 ⑤訪問介護（平成28年4月1日）
介護予防訪問介護（平成28年4月1日）
- ①株式会社さくら介護 ②（旧）：大阪市福島区大開1丁目19番16号 （新）
：大阪市福島区大開2丁目2番2号 ③さくら介護センター ④（旧）：大阪
市福島区大開1丁目19番16号 （新）：大阪市福島区大開2丁目2番2号 ⑤
訪問介護（平成29年6月14日） 介護予防訪問介護（平成29年6月14日） 訪
問型サービス（独自）（平成29年6月14日）
- ①社会福祉法人大阪暁明館 ②大阪市此花区西九条5丁目4番8号 ③暁明館
福祉用具貸与センター ④（旧）：大阪市此花区春日出北1丁目1番4-201
号 （新）：大阪市此花区春日出中1丁目27番13-203号 ⑤福祉用具貸与（平
成29年4月1日） 特定福祉用具販売（平成29年4月1日） 特定介護予防福
祉用具販売（平成29年4月1日） 介護予防福祉用具貸与（平成29年4月1日）
- ①社会福祉法人大阪暁明館 ②大阪市此花区西九条5丁目4番8号 ③此花区
南西部地域包括支援センター ④（旧）：大阪市此花区春日出北1丁目1番4
-101号 （新）：大阪市此花区春日出中1丁目27番13号 ⑤介護予防支援（平
成29年7月1日） 介護予防ケアマネジメント（平成29年7月1日）
- ①医療法人全人会 ②大阪市西淀川区姫島5丁目11番27号 ③（旧）：デイサー
ビスセンターアマトール此花春日出 （新）：デイサービスセンターアマトール
此花 ④（旧）：大阪市此花区春日出北2丁目14番2号 （新）：大阪市此
花区西島1丁目6番2号 ⑤通所介護（平成28年5月8日） 介護予防通所介
護（平成28年5月8日）
- ①株式会社Connect ②大阪市西成区潮路1丁目2番32号 ③（旧）：
スマイルらいふ南堀江居宅介護支援事業所 （新）：スマイルらいふ居宅介護

支援事業所 ④大阪市西区南堀江1丁目18番20号 コスモビル第3ビル9階
⑤居宅介護支援（平成29年3月1日）

①医療法人けあき会 ②大阪府茨木市舟木町19番20号林泉第7ビル1階 ③
（旧）：通所リハビリテーションウエルコティ （新）：通所リハビリテーション
けあきのもり ④大阪市淀川区新高1丁目7番20号 ⑤通所リハビリテーション
（平成29年6月1日） 介護予防通所リハビリテーション（平成29年6月1
日）

①医療法人けあき会 ②大阪府茨木市舟木町19番20号林泉第7ビル1階 ③
（旧）：淀川老人保健施設ウエルコティ （新）：淀川老人保健施設けあきの
もり ④大阪市淀川区新高1丁目7番20号 ⑤短期入所療養介護（平成29年6
月1日） 介護予防短期入所療養介護（平成29年6月1日）

①ケア21株式会社 ②（旧）：大阪市北区曾根崎新地1丁目3番16号
（新）：大阪市北区堂島2丁目2番2号 ③（旧）：グループホームたのしい
家東淀川 （新）：グループホームたのしい家東淀川相川 ④（旧）：大阪市
東淀川区東中島1丁目7番23号 （新）：大阪市東淀川区相川2丁目4番2号
⑤認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）（平成26年7月1日） 介護
予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）（平成26年7月1日）

①森田 年也 ②（旧）：大阪市東淀川区豊里2丁目1番4号113公団4号棟
1F （新）：兵庫県神戸市灘区篠原伯母野山町2丁目3番1-C806号 ③
森田歯科医院 ④（旧）：大阪市東淀川区豊里2丁目1番4号113公団4号棟
1F （新）：大阪市東淀川区豊里2丁目1番 ⑤居宅療養管理指導（平成29
年6月22日） 介護予防居宅療養管理指導（平成29年6月22日）

①株式会社T o キープライフ ②大阪市旭区新森2丁目3番4号 ③あい介護
センター森小路 ④（旧）：大阪市旭区新森2丁目1番25-101号 （新）：
大阪市旭区新森2丁目3番4号 ⑤訪問介護（平成29年5月1日） 介護予防
訪問介護（平成29年5月1日） 訪問型サービス（独自）（平成29年5月1日）

①（旧）：株式会社 テクノトライ （新）：株式会社すずらん ②（旧）：
大阪市福島区玉川1丁目1番36号 （新）：大阪市旭区中宮4丁目9番7-302
号 ③ヘルパーステーションすずらん ④大阪市旭区中宮4丁目9番7-301
号 ⑤訪問介護（平成29年5月8日） 介護予防訪問介護（平成29年5月8日）
訪問型サービス（独自）（平成29年5月8日）

①スギメディカル株式会社 ②（旧）：東京都品川区東五反田5丁目24番10号
（新）：東京都千代田区鍛冶町2丁目6番1号 ③スギ訪問看護ステーショ
ン林寺 ④大阪市阿倍野区天王寺町北3丁目11番4号 ⑤訪問看護（平成29年
4月10日） 介護予防訪問看護（平成29年4月10日）

①株式会社日本介護医療センター ②（旧）：大阪市中央区錦屋町2丁目2番
4-201号 （新）：大阪市阿倍野区阪南町2丁目4番1号 ③日本介護医療
センター ④（旧）：大阪市阿倍野区阪南町2丁目4番1号 （新）：大阪市
阿倍野区阪南町2丁目4番1号 スギ薬局昭和町店2階 ⑤訪問介護（平成29
年6月13日） 福祉用具貸与（平成29年6月13日） 居宅介護支援（平成29年

6月13日) 介護予防訪問介護(平成29年6月13日) 介護予防福祉用具貸与(平成29年6月13日) 訪問型サービス(独自)(平成29年6月13日)

①株式会社アイクル ②(旧):大阪市住之江区粉浜西2丁目7番5号 (新):大阪市住之江区住之江3丁目9番3号 ③アイクルケアプランセンター ④(旧):大阪市住之江区粉浜西2丁目7番5号 (新):大阪市住之江区粉浜西2丁目10番43号 ⑤居宅介護支援(平成29年5月15日)

①株式会社アイクル ②(旧):大阪市住之江区粉浜西2丁目7番5号 (新):大阪市住之江区住之江3丁目9番3号 ③アイクルヘルパーステーション ④(旧):大阪市住之江区粉浜西2丁目7番5号 (新):大阪市住之江区粉浜西2丁目10番43号 ⑤訪問介護(平成29年5月15日) 介護予防訪問介護(平成29年5月15日) 訪問型サービス(独自)(平成29年5月15日)

①株式会社楽しみ ②(旧):大阪市住吉区我孫子東3丁目2番25号 (新):大阪市住吉区山之内2丁目4番17号 ③楽しみケアプラン ④(旧):大阪市住吉区我孫子東3丁目2番25号 (新):大阪市住吉区山之内2丁目4番17号 ⑤居宅介護支援(平成29年4月1日)

①株式会社楽しみ ②(旧):大阪市住吉区我孫子東3丁目2番25号 (新):大阪市住吉区山之内2丁目4番17号 ③楽しみケアレンタル ④(旧):大阪市住吉区我孫子東3丁目2番25号 (新):大阪市住吉区山之内2丁目4番17号 ⑤福祉用具貸与(平成29年4月1日) 特定福祉用具販売(平成29年4月1日) 特定介護予防福祉用具販売(平成29年4月1日) 介護予防福祉用具貸与(平成29年4月1日)

①株式会社楽しみ ②(旧):大阪市住吉区我孫子東3丁目2番25号 (新):大阪市住吉区山之内2丁目4番17号 ③楽しみヘルパーステーション ④(旧):大阪市住吉区我孫子東3丁目2番25号 (新):大阪市住吉区山之内2丁目4番17号 ⑤訪問介護(平成29年4月1日) 介護予防訪問介護(平成29年4月1日) 訪問型サービス(独自)(平成29年4月1日)

①株式会社楽しみ ②(旧):大阪市住吉区我孫子東3丁目2番25号コーポY Mビル3F (新):大阪市住吉区山之内2丁目4番17号 ③楽しみ訪問看護ステーション ④(旧):大阪市住吉区我孫子東3丁目2番25号コーポY Mビル3F (新):大阪市住吉区山之内2丁目4番17号 ⑤訪問看護(平成29年4月1日) 介護予防訪問看護(平成29年4月1日)

①株式会社タスク ②(旧):大阪市西区九条1丁目11番11号 (新):大阪市西区九条1丁目15番22号 ③ハートケアセンター ④(旧):大阪市住吉区長居東4丁目12番9-203号 (新):大阪市住吉区長居2丁目12番6号 ⑤訪問介護(平成29年6月10日) 介護予防訪問介護(平成29年6月10日) 訪問型サービス(独自)(平成29年6月10日)

①合同会社恵愛 ②大阪市東住吉区今川2丁目10番12号 ③(旧):ケイ愛サポート (新):ばんぺいゆ訪問介護 ④(旧):大阪市平野区西脇1丁目13番32号 エルエムヒルズ朋栄3B号室 (新):大阪市平野区平野北2丁目2番34-302号 ⑤訪問介護(平成29年5月1日) 介護予防訪問介護(平成29

年5月1日) 訪問型サービス(独自)(平成29年5月1日)

①コスモスフィーカ株式会社 ②大阪府貝塚市麻生中149番11号 ③フィーカ

④(旧):大阪市平野区加美北8丁目8番24-403号 (新):大阪市平野区加美鞍作3丁目1番23号 ⑤訪問介護(平成29年6月1日) 介護予防訪問介護(平成29年6月1日) 訪問型サービス(独自)(平成29年6月1日)

①株式会社まごころ支援センター ②(旧):大阪市平野区長吉長原2丁目1番1号 (新):大阪市平野区喜連東4丁目1番19号 ③まごころ支援センター

④(旧):大阪市平野区長吉長原2丁目1番1号 (新):大阪市平野区喜連東4丁目1番19号 ⑤訪問介護(平成29年7月3日) 居宅介護支援(平成29年7月3日) 介護予防訪問介護(平成29年7月3日) 訪問型サービス(独自)(平成29年7月3日)

①株式会社まごころ支援センター ②(旧):大阪市平野区長吉長原2丁目1番1号 (新):大阪市平野区喜連東4丁目1番19号 ③まごころデイサービス ④(旧):大阪市平野区長吉長原西4丁目3番38号 (新):大阪市平野区喜連東4丁目1番19号 ⑤介護予防通所介護(平成29年7月3日) 地域密着型通所介護(平成29年7月3日) 通所型サービス(独自)(平成29年7月3日)

①株式会社ユーダ ②(旧):大阪市平野区喜連西2丁目11番29号 (新):大阪市平野区加美北7丁目1番19号 ③株式会社ユーダレンタル事業部 ④大阪市平野区加美北7丁目1番19号 ⑤福祉用具貸与(平成26年7月1日) 特定福祉用具販売(平成26年7月1日) 特定介護予防福祉用具販売(平成26年7月1日) 介護予防福祉用具貸与(平成26年7月1日)

①ピュア介護サービス株式会社 ②(旧):大阪市西成区津守3丁目4番14号 (新):大阪市西成区津守2丁目4番8号 ③ピュア介護サービス株式会社 ④(旧):大阪市西成区津守3丁目4番14号 (新):大阪市西成区津守2丁目4番8号 ⑤訪問介護(平成29年6月7日) 介護予防訪問介護(平成29年6月7日) 訪問型サービス(独自)(平成29年6月7日)

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第1260号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定によ

り告示する。

平成29年9月8日

大阪市長 吉 村 洋 文

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤
介護機関別（廃止年月日）

①李 雲柱 ②大阪市北区本庄西1丁目13番15号 ③イークリニック ④大阪
市北区本庄西1丁目13番15号 ⑤通所リハビリテーション（平成29年5月30日）

介護予防通所リハビリテーション（平成29年5月30日）

①ジョブ・クローバー株式会社 ②大阪市都島区都島北通1丁目4番3号 ③
クローバー薬局 ④大阪市都島区都島北通1丁目4番3号 ⑤居宅療養管理指
導（平成29年5月31日） 介護予防居宅療養管理指導（平成29年5月31日）

①株式会社リーパス ②大阪市西区江之子島1丁目7番3-901号 ③株式会
社リーパス ④大阪市西区江之子島1丁目7番3-901号 ⑤訪問介護（平成
29年6月30日） 居宅介護支援（平成29年6月30日） 介護予防訪問介護（平
成29年6月30日） 訪問型サービス（独自）（平成29年6月30日）

①株式会社クオレ ②大阪市西淀川区福町2丁目3番15号 ③パール薬局福駅
前店 ④大阪市西淀川区福町2丁目3番15号 ⑤居宅療養管理指導（平成29年
5月31日） 介護予防居宅療養管理指導（平成29年5月31日）

①株式会社フジ ②大阪市東淀川区東淡路4丁目6番8号 ③訪問介護センター
フジ ④大阪市東淀川区東淡路4丁目6番9号 ⑤居宅介護支援（平成29年5
月31日）

①守下 辰弘 ②大阪市東淀川区下新庄5丁目1番45号 ③守下歯科医院 ④
大阪市東淀川区下新庄5丁目1番45号 ⑤居宅療養管理指導（平成29年2月28
日） 介護予防居宅療養管理指導（平成29年2月28日）

①社会福祉法人慶生会 ②大阪市生野区巽東4丁目11番10号 ③慶生会深江北
ヘルパーステーション ④大阪市東成区深江北1丁目14番8号 ⑤訪問介護（平
成29年7月31日） 介護予防訪問介護（平成29年7月31日） 訪問型サービス
（独自）（平成29年7月31日）

①社会福祉法人藤光会 ②大阪市生野区巽南3丁目5番25号 ③金の鈴居宅介
護支援事業所 ④大阪市生野区巽南3丁目5番25号 ⑤居宅介護支援（平成26
年8月31日）

①社会福祉法人慶生会 ②大阪市生野区巽東4丁目11番10号 ③慶生会ライフ
サポート生野 ④大阪市生野区舍利寺3丁目10番12-205号 ⑤福祉用具貸与
（平成29年6月30日） 特定福祉用具販売（平成29年6月30日） 特定介護予
防福祉用具販売（平成29年6月30日） 介護予防福祉用具貸与（平成29年6月
30日）

①株式会社ラトゥ ②大阪市生野区舍利寺2丁目1番3号 ③福祉用具あずき
④大阪市生野区舍利寺2丁目1番3号 ⑤特定福祉用具販売（平成28年3月
31日） 特定介護予防福祉用具販売（平成28年3月31日）

①社会福祉法人清水福祉会 ②大阪市旭区清水3丁目15番23号 ③さくら苑デ

イサービスセンター太子橋 ④大阪市旭区太子橋2丁目8番31号 ⑤介護予防
通所介護（平成29年6月30日） 地域密着型通所介護（平成29年6月30日）

①アースサポート株式会社 ②東京都渋谷区本町1丁目4番14号 ③アースサ
ポート大阪阿倍野 ④大阪市阿倍野区三明町2丁目11番28号 ⑤訪問介護（平
成29年7月31日） 介護予防訪問介護（平成29年7月31日） 訪問型サービス
（独自）（平成29年7月31日）

①中川 博仁 ②大阪市平野区加美西1丁目6番12号 ③中川歯科医院 ④大
阪市平野区加美西1丁目6番12号 ⑤居宅療養管理指導（平成28年4月30日）

介護予防居宅療養管理指導（平成28年4月30日）

（福祉局生活福祉部保護課）

大阪市告示第1261号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条第1項の規定により、施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成29年9月8日

大阪市長 吉 村 洋 文

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④指定年月日

①萩本 堅大 ②プレーンプラス新町整骨院 ③大阪市西区新町4丁目15番3号 ④平成29年7月1日

①木村 俊也 ②にこやか整骨院 ③大阪市港区八幡屋2丁目2番1号 ④平成29年6月1日

①宮崎 福和 ②そらいろ整骨院 ③大阪市港区市岡2丁目4番25号 ④平成29年6月13日

①川本 泰弘 ②ゆるけあ鍼灸整骨院 ③大阪市大正区小林西2丁目3番7号 ④平成29年7月14日

①石崎 眞 ②エール整骨院 ③大阪市天王寺区玉造元町7番6号 ④平成29年7月1日

①相生 晋平 ②ファイブ・アーツ整骨院 ③大阪市淀川区西中島1丁目13番6号 ④平成29年7月20日

①稲毛 勝 ②さんさん整骨院 ③大阪市淀川区三津屋北1丁目4番11号 ④平成29年7月1日

①西端 祐一 ②ハート鍼灸整骨院 ③大阪市東淀川区小松4丁目12番30号 ④平成29年7月4日

①安永 修 ②新道整骨院 ③大阪市東成区大今里1丁目31番1号 ④平成29年7月1日

①池尻 竜也 ②いけじり鍼灸整骨院 ③大阪市城東区東中浜3丁目2番23号 ④平成29年6月1日

①原田 太郎 ②玄武堂関目整骨院 ③大阪市城東区関目5丁目14番2号 ④平成29年6月1日

①岩城 正明 ②粉浜接骨院 ③大阪市住之江区粉浜1丁目23番31号 ④平成29年6月1日

①川田 真也 ②キズナ整骨院 ③大阪市住吉区苅田5丁目19番11号 ④平成29年6月1日

①林 輝充 ②ほうじゅ鍼灸整骨院 ③大阪市住吉区清水丘3丁目8番24号 ④平成29年5月1日

①東浦 亮馬 ②こぼれぐち接骨院 ③大阪市住吉区我孫子3丁目9番16-203号 ④平成29年7月4日

①赤井 玲郎 ②すまいる鍼灸接骨院 ③大阪市平野区長吉長原西1丁目4番6号 ④平成29年7月1日

①奥瀧 裕也 ②すまいる鍼灸接骨院 ③大阪市平野区長吉長原西1丁目4番6号 ④平成29年7月1日

①藤原 大地 ②すまいる鍼灸接骨院 ③大阪市平野区長吉長原西1丁目4番6号 ④平成29年7月1日

①石田 龍太郎 ②木村鍼灸院 ③大阪市都島区友渕町2丁目3番15号 ④平成29年7月12日

①小田 祐子 ②さつき針灸治療院 ③大阪市都島区御幸町1丁目5番3-201号 ④平成29年7月1日

①川島 奈々 ②さつき針灸治療院 ③大阪市都島区御幸町1丁目5番3-201号 ④平成29年7月1日

①木村 翠 ②木村鍼灸院 ③大阪市都島区友渕町2丁目3番15号 ④平成29年7月12日

①木場 早紀 ②さつき針灸治療院 ③大阪市都島区御幸町1丁目5番3-201号 ④平成29年7月1日

①小松 道子 ②さつき針灸治療院 ③大阪市都島区御幸町1丁目5番3-201号 ④平成29年7月1日

①澤多 理恵 ②さつき針灸治療院 ③大阪市都島区御幸町1丁目5番3-201号 ④平成29年7月1日

①田中 千晴 ②さつき針灸治療院 ③大阪市都島区御幸町1丁目5番3-201号 ④平成29年7月1日

①西川 理 ②さつき針灸治療院 ③大阪市都島区御幸町1丁目5番3-201号 ④平成29年7月1日

①古川 さくら ②さつき針灸治療院 ③大阪市都島区御幸町1丁目5番3-201号 ④平成29年7月1日

- ①干川 弘恵 ②さつき針灸治療院 ③大阪市都島区御幸町1丁目5番3-201号 ④平成29年7月1日
- ①本多 春香 ②さつき針灸治療院 ③大阪市都島区御幸町1丁目5番3-201号 ④平成29年7月1日
- ①本間 友梨 ②さつき針灸治療院 ③大阪市都島区御幸町1丁目5番3-201号 ④平成29年7月1日
- ①安川 茜 ②さつき針灸治療院 ③大阪市都島区御幸町1丁目5番3-201号 ④平成29年7月1日
- ①澤田 宗孝 ②澤田鍼灸院 ③大阪市西区九条南2丁目10番8号 ④平成29年6月1日
- ①各見 日香里 ②ゆるけあ鍼灸整骨院 ③大阪市大正区小林西2丁目3番7号 ④平成29年7月7日
- ①松浦 文則 ②ファイブ・アーツ整骨院 ③大阪市淀川区西中島1丁目13番6号 ④平成29年7月20日
- ①中川 広太郎 ②なかがわ鍼灸院 ③大阪市東淀川区南江口2丁目6番37号 ④平成29年6月15日
- ①飯田 徳治 ②東成理療院 マル徳 ③大阪市東成区大今里南6丁目5番7号 ④平成29年7月10日
- ①大塚 一幸 ②みどり鍼灸院 ③大阪市生野区巽中2丁目11番2号 ④平成29年6月1日
- ①福本 喜崇 ②(往療専門) ③大阪市生野区中川東2丁目4番39号 ④平成29年6月26日
- ①池尻 竜也 ②いけじり鍼灸整骨院 ③大阪市城東区東中浜3丁目2番23号 ④平成29年6月1日
- ①東川 貴俊 ②とがわ鍼灸マッサージ院 ③大阪市城東区蒲生4丁目21番19号 ④平成29年7月1日
- ①濱崎 八千代 ②一休庵熊本鍼灸治療院 ③大阪市城東区今福西1丁目1番14号 ④平成29年7月1日
- ①太田 実穂 ②ホワイトネット鍼灸院 ③大阪市住吉区殿辻2丁目3番12号 ④平成29年7月1日
- ①林 輝充 ②ほうじゅ鍼灸整骨院 ③大阪市住吉区清水丘3丁目8番24号 ④平成29年5月1日
- ①東浦 吉夫 ②こぼれぐち鍼灸院 ③大阪市住吉区我孫子3丁目9番16-203号 ④平成29年7月4日
- ①福寄 真由美 ②こぼれぐち鍼灸院 ③大阪市住吉区我孫子3丁目9番16-203号 ④平成29年7月4日
- ①赤井 玲郎 ②すまいる鍼灸接骨院 ③大阪市平野区長吉長原西1丁目4番6号 ④平成29年7月1日
- ①田村 美帆 ②すまいる鍼灸接骨院 ③大阪市平野区長吉長原西1丁目4番6号 ④平成29年7月1日

- ①永友 貴志 ②鍼灸マッサージ院 エスポワール ③大阪市平野区喜連西1丁目18番30-105号 ④平成29年6月19日
- ①國分 唯 ②ひろ鍼灸院 ③大阪市西成区天下茶屋3丁目28番5号 ④平成29年6月1日
- ①篠田 健次 ②明健鍼灸マッサージ治療院 ③大阪市西成区天下茶屋3丁目11番11号 ④平成29年7月18日
- ①木村 翠 ②木村鍼灸院 ③大阪市都島区友渕町2丁目3番15号 ④平成29年7月12日
- ①岡部 健治 ②まごころ鍼灸マッサージ院 ③大阪市中央区南船場3丁目6番27号 ④平成29年6月20日
- ①小川 晃司 ②ヘルスケア治療院 ③大阪市天王寺区味原町2番10-102号 ④平成29年7月1日
- ①小川 晃司 ②ヘルスケア治療院 ③大阪市淀川区西宮原2丁目7番50-601号 ④平成29年7月1日
- ①松浦 文則 ②ファイブ・アーツ整骨院 ③大阪市淀川区西中島1丁目13番6号 ④平成29年7月20日
- ①中川 広太郎 ②なかがわ鍼灸院 ③大阪市東淀川区南江口2丁目6番37号 ④平成29年6月15日
- ①飯田 徳治 ②東成理療院 マル徳 ③大阪市東成区大今里南6丁目5番7号 ④平成29年7月10日
- ①仲山 武宏 ②KEIROW大阪旭区南ステーション ③大阪市旭区高殿4丁目19番15号 ④平成29年6月12日
- ①東川 貴俊 ②とがわ鍼灸マッサージ院 ③大阪市城東区蒲生4丁目21番19号 ④平成29年7月1日
- ①濱崎 八千代 ②一休庵熊本鍼灸治療院 ③大阪市城東区今福西1丁目1番14号 ④平成29年7月1日
- ①國分 唯 ②ひろ鍼灸院 ③大阪市西成区天下茶屋3丁目28番5号 ④平成29年6月1日
- ①阪井 勝子 ②明健鍼灸マッサージ治療院 ③大阪市西成区天下茶屋3丁目11番11号 ④平成29年7月18日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第1262号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から変更の届出があったの

で、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成29年9月8日

大阪市長 吉 村 洋 文

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④変更年月日

①(旧)：林 久留美 (新)：永井 久留美 ②訪問鍼灸マッサージびりか

③大阪市鶴見区焼野1丁目8番3号 ④平成29年4月28日

①(旧)：山田 秀行 (新)：青木 秀行 ②リーヴマッサージ治療院 ③

大阪市平野区平野南1丁目5番25号 ④平成29年5月5日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第1263号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成29年9月8日

大阪市長 吉 村 洋 文

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④廃止年月日

①堀家 誠 ②堀家接骨院 ③大阪市此花区西九条1丁目22番8号 ④平成29年7月1日

①池尻 竜也 ②タケモト本田3丁目整骨院 ③大阪市西区本田3丁目3番12号 ④平成29年1月31日

①萩本 堅大 ②P l a i n P l u s 整骨院 ③大阪市大正区千島1丁目1番41号 ④平成29年6月26日

①松永 吉男 ②松永接骨院 ③大阪市生野区小路東5丁目8番17号 ④平成26年7月1日

①林 輝充 ②ほうじゅ鍼灸整骨院 ③大阪市住吉区山之内5丁目3番23号 ④平成29年4月9日

①尾花 舞 ②さつき針灸治療院 ③大阪市都島区大東町2丁目17番25-303号 ④平成29年6月30日

- ①木場 早紀 ②さつき針灸治療院 ③大阪市都島区大東町2丁目17番25-303号 ④平成29年6月30日
- ①西川 理 ②さつき針灸治療院 ③大阪市都島区大東町2丁目17番25-303号 ④平成29年6月30日
- ①黄 莉香 ②さつき針灸治療院 ③大阪市都島区大東町2丁目17番25-303号 ④平成29年6月30日
- ①本田 陽子 ②さつき針灸治療院 ③大阪市都島区大東町2丁目17番25-303号 ④平成29年6月30日
- ①池尻 竜也 ②タケモト本田3丁目整骨院 ③大阪市西区本田3丁目3番12号 ④平成29年1月31日
- ①中川 広太郎 ②なかがわ鍼灸院 ③大阪市東淀川区南江口3丁目1番52-503号 ④平成29年6月14日
- ①東川 貴俊 ②（往療専門） ③大阪市城東区蒲生4丁目21番19号 ④平成29年6月30日
- ①太田 実穂 ②ホワイトネット鍼灸院 ③大阪市住吉区长居西1丁目5番4号 ④平成29年6月30日
- ①林 輝充 ②ほうじゅ鍼灸整骨院 ③大阪市住吉区山之内3丁目15番11-103号 ④平成29年4月9日
- ①篠田 健次 ②明健鍼灸マッサージ治療院 ③大阪市西成区岸里東1丁目4番19号 ④平成29年7月17日
- ①金山 征司 ②まごころ鍼灸マッサージ院 ③大阪市中央区南船場3丁目6番27号 ④平成29年6月30日
- ①中川 広太郎 ②なかがわ鍼灸院 ③大阪市東淀川区南江口3丁目1番52-503号 ④平成29年6月14日
- ①飯田 徳治 ②東成理療院 マル徳 ③大阪市東成区東今里1丁目5番31号 ④平成27年6月30日
- ①東川 貴俊 ②（往療専門） ③大阪市城東区蒲生4丁目21番19号 ④平成29年6月30日
- ①阪井 勝子 ②明健鍼灸マッサージ治療院 ③大阪市西成区岸里東1丁目4番19号 ④平成29年7月17日

（福祉局生活福祉部保護課）



大阪市告示第1264号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年9月8日

大阪市長 吉 村 洋 文

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成29年9

月22日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

NO	種 類	場 所
1	自動二輪車 (スズキ 白色)	福島区福島5丁目13番先
2	自動二輪車 (ホンダ 銀色)	福島区鷺洲6丁目1番先

(建設局総務部路政課)

大阪市告示第1265号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年9月8日

大阪市長 吉 村 洋 文

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成29年9月22日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名	除 却 実 施 場 所	物 件
西淀川区第308号線	西淀川区御幣島4丁目19番先	電柱

(建設局総務部路政課)

大阪市告示第1266号

市道の路線名を次のように変更する。

平成29年9月8日

大阪市長 吉 村 洋 文

旧	新
東淀川区第1342号線	淀川区第1342号線

(建設局総務部管財課)

大阪市告示第1267号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次のように市道の一部を廃止する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

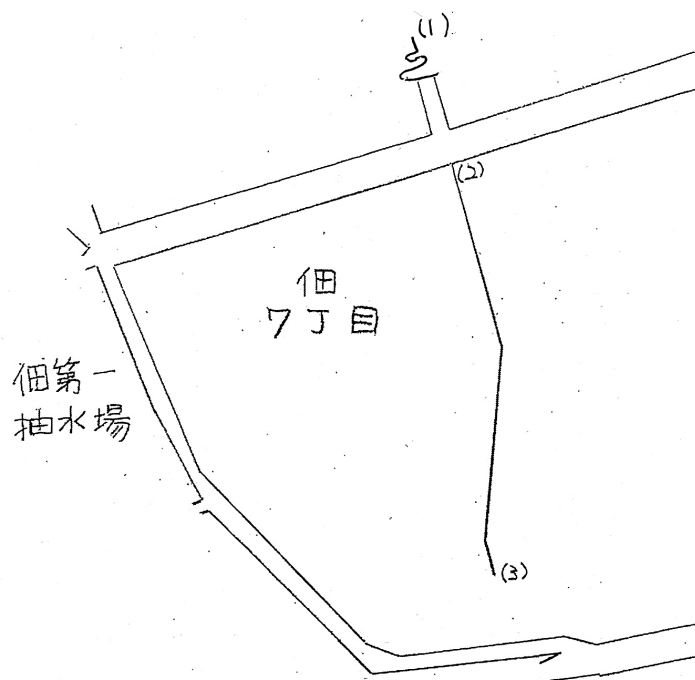
平成29年9月8日

大阪市長 吉 村 洋 文

路 線 名	区 間	廃止の期日
西 淀 川 区 第 6 6 4 号 線	西淀川区佃7丁目44番の2地から 同 区同7丁目44番の3地まで (参考図参照)	告示の日
淀 川 区 第 1 1 8 号 線	淀川区塚本3丁目5番地先から 同 区同 3丁目6番の2地まで (参考図参照)	告示の日
淀 川 区 第 1 3 4 2 号 線	淀川区十八条3丁目21番地先から 同 区同 3丁目12番の32地先まで (参考図参照)	告示の日
淀 川 区 第 1 3 5 4 号 線	淀川区西三国4丁目138番の4地先から 同 区同 4丁目163番地先まで (参考図参照)	告示の日
東 淀 川 区 第 8 6 8 号 線	東淀川区東淡路3丁目114番地先から 同 区同 3丁目116番地先まで (参考図参照)	告示の日
東 淀 川 区 第 8 6 9 号 線	東淀川区東淡路3丁目117番地先から 同 区同 3丁目117番地先まで (参考図参照)	告示の日

東 淀 川 区 第 9 1 0 号 線	東淀川区東淡路 3 丁目118番地先から 同 区同 3 丁目118番地先まで (参考図参照)	告示の日
東 淀 川 区 第 9 2 2 号 線	東淀川区淡路 2 丁目38番の12地先から 同 区同 2 丁目345番の 5 地先まで (参考図参照)	告示の日
東 成 区 第 8 0 0 号 線	東成区中本 5 丁目18番の 2 地先から 同 区同 5 丁目18番の 2 地先まで (参考図参照)	告示の日
阿 倍 野 区 第 1 9 6 4 号 線	阿倍野区美章園 1 丁目28番地から 同 区同 1 丁目28番地まで (参考図参照)	告示の日
阿 倍 野 区 第 1 9 6 5 号 線	阿倍野区美章園 1 丁目28番地から 同 区同 1 丁目28番地まで (参考図参照)	告示の日

参考図
西淀川区



凡 例

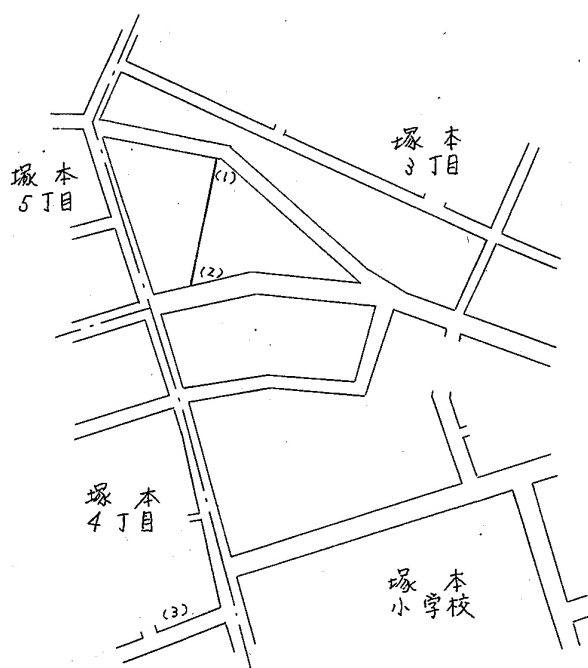
 廃止する部分

説 明

西淀川区第644号線(1)(3)間のうち(2)(3)間を廃止する。

参考図

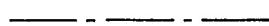
淀川区



凡 例



廃止する部分



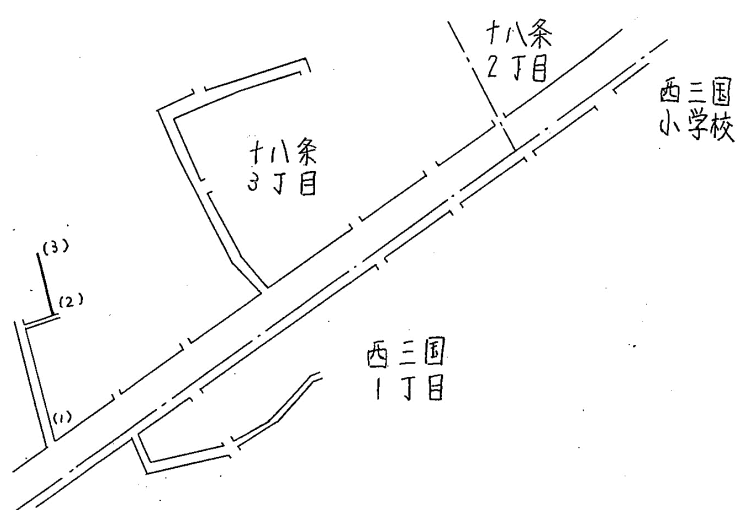
町 丁 界

説 明

淀川区第118号線(1)(3)間のうち(1)(2)間を廃止する。

参考図

淀川区



凡 例



廃止する部分



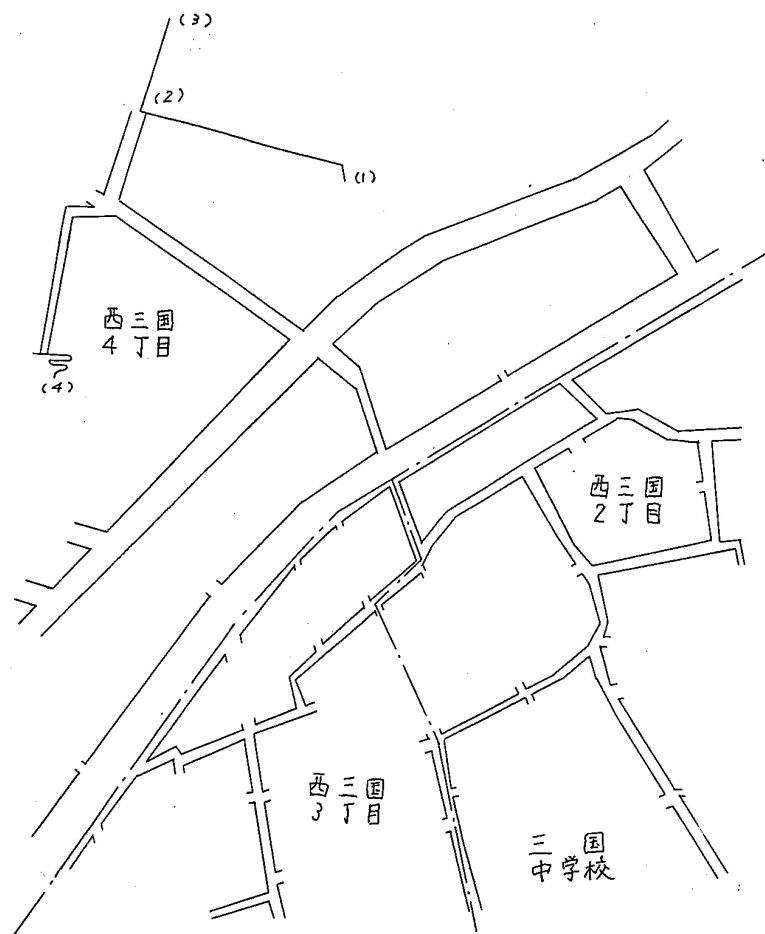
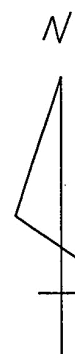
町 丁 界

説 明

淀川区第1342号線(1)(3)間のうち(2)(3)間を廃止する。

参考図

淀川区



凡 例



廃止する部分

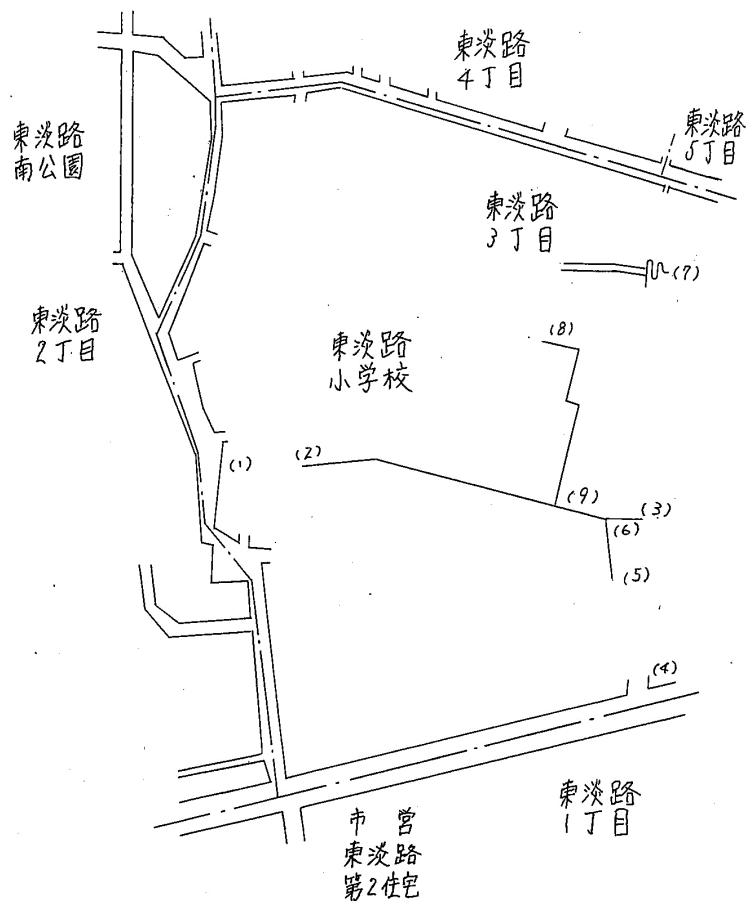


町 丁 界

説 明

淀川区第1354号線(1)(4)間のうち(1)(2)間及び
(2)(3)間を廃止する。

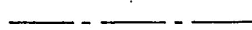
参考図 東淀川区



凡 例



廃止する部分

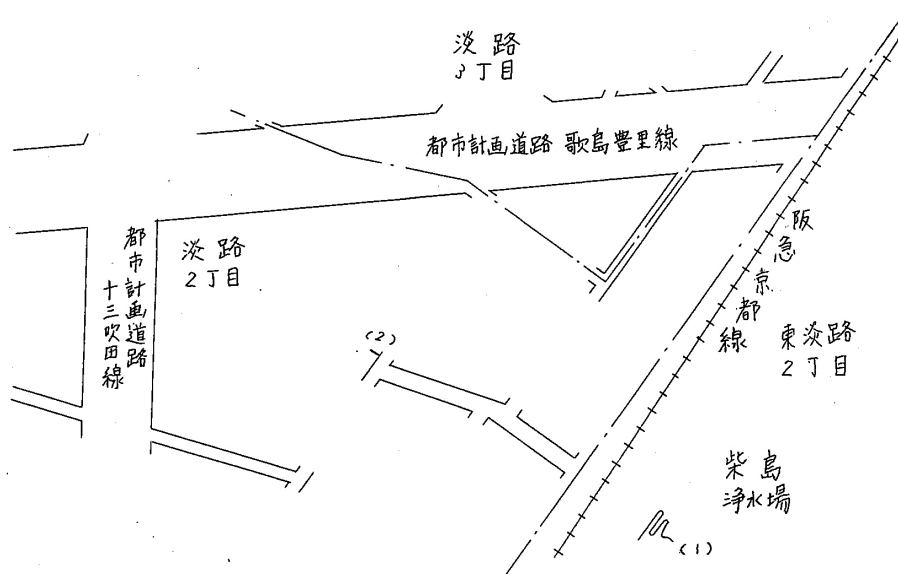
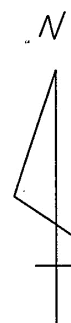


町 丁 界

説 明

東淀川区第868号線 (1) (3) 間のうち (2) (3) 間を廃止する。
 東淀川区第869号線 (4) (6) 間のうち (5) (6) 間を廃止する。
 東淀川区第910号線 (7) (9) 間のうち (8) (9) 間を廃止する。

参考図 東淀川区



凡 例



廃止する部分



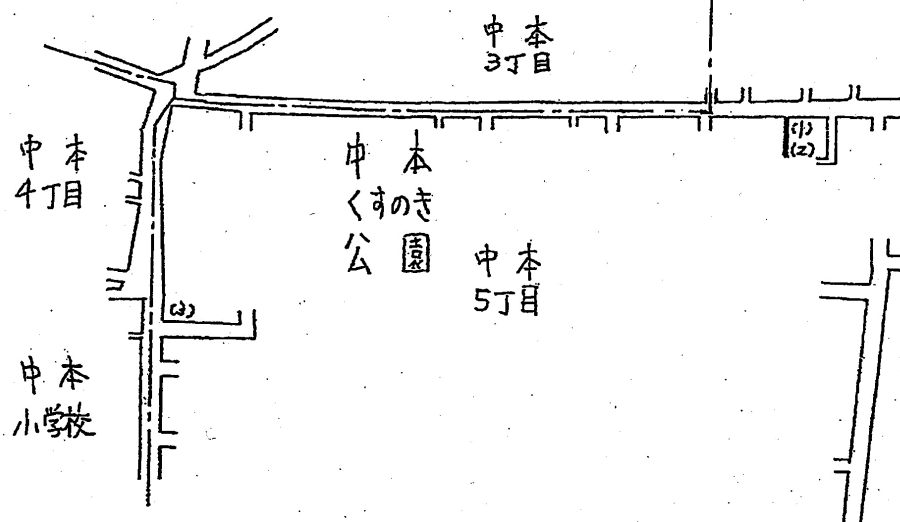
町 丁 界

説 明

東淀川区第922号線(1)(2)間のうち(2)部分を廃止する。

参考図

東成区



凡 例

 廃止する部分

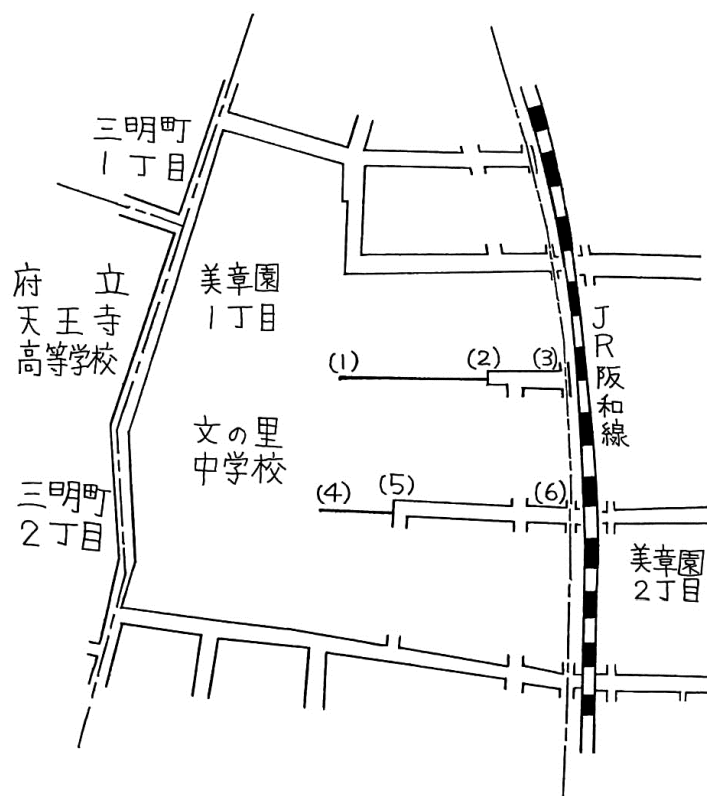
——町 丁 界

説 明

東成区第800号線(1)(3)間のうち(1)(2)間を廃止する。

参考図

阿倍野区



凡 例

■ 廃止する部分

— · — · — 町 丁 界

説 明

阿倍野区第1964号線 (1) (3) 間のうち (1) (2) 間を廃止する。

阿倍野区第1965号線 (4) (6) 間のうち (4) (5) 間を廃止する。

(建設局総務部管財課)



大阪市告示第1268号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次のように市道の路線を廃止する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

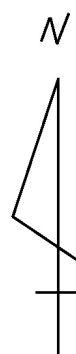
平成29年9月8日

大阪市長 吉 村 洋 文

路 線 名	起 点	廃止の期日
	終 点	
住 吉 区 第 1 2 7 号 線	東住吉区桑津3丁目95番の1地 同 区同 3丁目95番の1地 (参考図参照)	告示の日

参考図

東住吉区



桑 津
公 園

桑 津
3 丁 目

(1) (2)

凡 例



廃止する部分

説 明

住吉区第127号線(1)(2)間を廃止する。

(建設局総務部管財課)

大阪市告示第1269号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を廃止する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年9月8日

大阪市長 吉 村 洋 文

路 線 名	区 間	供用廃止の期日
阿 倍 野 区 第 2 5 5 4 号 線	阿倍野区美章園 1 丁目28番地から 同 区同 1 丁目28番地まで	告示の日

（建設局総務部管財課）

大阪市告示第1270号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成29年9月8日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当部局

〒552-0007

大阪市港区弁天 1 丁目 2 番 1 - 1100号 オーク 1 番街 11階

大阪市教育委員会事務局

学校経営管理センター事務管理担当（管理・指導監察グループ）

電話 06-6575-5273

2 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

① レーザープリンタ用トナーカートリッジ 外 1 点 （東部地区）

内訳 NEC PR-L8300-11 9 本

NEC PR-L8300-12 213 本

② レーザープリンタ用トナーカートリッジ 外 1 点 （西部地区）

内訳 NEC PR-L8300-11 11 本

NEC PR-L8300-12 227本

③ レーザープリンタ用トナーカートリッジ 外1点 (南部地区)

内訳 NEC PR-L8300-11 13本

NEC PR-L8300-12 346本

④ レーザープリンタ用トナーカートリッジ 外1点 (北部地区)

内訳 NEC PR-L8300-11 10本

NEC PR-L8300-12 318本

(①～④ごとの電子入札対象案件とする。)

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成29年12月28日(木)

(4) 納入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を契約管財局契約部契約課(物品契約グループ)に行えば当該審査を行う。

ただし、平成29年9月22日(金)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成29・30年度本市入札参加有資格者名簿に物品供給等用登録種目「26：OA機器・用品」で登録していること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書等の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先

大阪市電子入札システム(以下「システム」という。)上及び担当部局(上記1に同じ)

- (2) 入札説明書等の交付方法

公告の日から平成29年9月22日(金)まで無償により交付する。

※ 紙入札者については、「1 担当部局」において入札説明書等を公告の日から平成29年9月22日(金)までの本市の休日を除く午前9時から午後5時まで無償にて交付する。(午後0時15分から午後1時までの間を除く。)

- (3) 入札参加申請書等の受付期間

公告の日から平成29年9月22日(金)までの本市の休日を除く午前9時から午後5時まで。(午後0時15分から午後1時までの間を除く。)

(4) 入札参加申請書等の受付場所

入札説明書による。

5 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

① 入札書受付期間

平成29年10月26日（木）から同月27日（金）までの午前9時から午後5時まで

② 開札予定日時

平成29年10月30日（月）午前10時

③ 場所

システム上とする。

(2) 紙入札による場合

① 入札書受付期間

平成29年10月30日（月）午前9時45分から午前10時まで

② 開札予定日時

平成29年10月30日（月）午前10時

③ 場所

大阪市教育委員会事務局学校経営管理センター入札室（上記1に同じ。）ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は、書留郵便等配達記録が残る方法により平成29年10月27日（金）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

(1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあっては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあっては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本告示に示した入札参加申請書等を平成29年9月22日（金）午後5時までに受付場所に、持参または書留郵便等配達記録が残る方法による郵送により必着のこと。なお、当該書類に関し、本市よ

り説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適當であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

- ① Eastern district

Toner cartridge for laser printer

NEC PR-L8300-11 9 pieces

NEC PR-L8300-12 213 pieces

- ② Western district

Toner cartridge for laser printer

NEC PR-L8300-11 11 pieces

NEC PR-L8300-12 227 pieces

- ③ Southern district

Toner cartridge for laser printer

NEC PR-L8300-11 13 pieces

NEC PR-L8300-12 346 pieces

- ④ Northern district

Toner cartridge for laser printer

NEC PR-L8300-11 10 pieces

NEC PR-L8300-12 318 pieces

- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:00PM, 22 September 2017

(3) The date and time for the submission of tenders:

① On the Osaka city Electronic Tender System:

from 9:00AM, 26 October 2017 to 5:00PM, 27 October 2017

② In person: from 9:45AM to 10:00AM, 30 October 2017

③ By post: 5:00PM, 27 October 2017

(4) A contact point where tender documents are available:

General Affairs Department, School Administration Center, Board
of Education, The City of Osaka 2-1-1100, Benten 1-chome, Minato-
ku, Osaka 552-0007, TEL06-6575-5273

(教育委員会事務局学校経営管理センター事務管理担当)

大阪市水道局告示第40号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第3項の規定に基づき、次の者の指定給水装置工事事業者の指定を取り消したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

平成29年9月8日

大阪市水道局長 河 谷 幸 生

名 称	所 在 地	取 消 日
有限会社上西工業所	大阪府松原市阿保1丁目14番15号	平成29年 8月25日

(水道局工務部給水課)

公 告

大阪市公告第90号

職員の退職手当に関する条例（昭和24年大阪市条例第3号）第14条第1項第3号の規定に基づき、次の者に対し、まだ支払われていない一般の退職手当等の全部を支給しない。

平成29年9月8日

大阪市長 吉 村 洋 文

元大阪市職員 高 橋 伸 二

(人事室人事課)

大阪市公告第91号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成29年 9 月 8 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号 大阪市役所 2 階

大阪市こども青少年局企画部経理・企画課（経理・調達）

電話：06-6208-8177

2 入札に付すべき事項

売払物品	アップライトピアノ 2 台
------	---------------

3 下見の日時及び場所

下見の日時	下 見 の 場 所
平成29年 9 月 20 日（水）午後 1 時～午後 4 時30分	①大阪市天王寺保育所
平成29年 9 月 22 日（金）午後 1 時～午後 4 時30分	（大阪市天王寺区堂ヶ芝 2-16-24）
平成29年 9 月 26 日（火）午後 1 時～午後 4 時30分	②大阪市立西淡路第 2 保育所
※ 上記いずれかの日に下見すること。	（大阪市東淀川区西淡路 5-1-14）

4 入札参加資格

- (1) 平成28・29年度の物品売払入札参加承認を受けていること。

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課物品契約グループに本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成29年 9 月 22 日（金）までに参加承認を受けていない場合は、入札に参加することができない。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 に該当しない者であること。

- (3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。

- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当していないこと。

5 入札参加申込の受付

- (1) 受付期間本公告の日から平成29年 9 月 22 日（金）まで

受付時間帯については、午前10時～午後 5 時（午後 0 時15分から午後 1 時を除く）までとする。

- (2) 受付場所 前記 1 に同じ

- (3) 資格審査受付時に 4 (1) に定める資格を確認するので、以下の書類を提出すること。

- ① 一般競争入札参加申請書（本市交付）
- ② 平成28・29年度「物品売払入札参加承認証」（写し）
- 6 入札書の交付
前記5に定める受け付けを行い、入札参加資格を有していることを確認できた者に対して入札書（物品買受申込書）を前記1にて交付する。
- 7 仕様書の交付方法
本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページの「産業・ビジネス」→「公売・市有財産の売払・貸付・使用許可」→「不用品売払入札」→「不用品売払入札案件」にて交付する。また、前記1においても無償で交付する。
- 8 契約条項を示す場所
大阪市ホームページまたは前記1に同じ
- 9 入札保証金
免除
- 10 契約保証金
落札者は契約金額の10分の1以上を入札日翌開庁日までに納付すること
※ 落札者は本市が交付する納付書を用い、入札執行日の翌開庁日の午後5時までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出すること。契約保証金は債務の履行が完了した後に還付する。
- 11 売買代金納付期限
平成29年10月13日（金）
- 12 入札執行場所
大阪市役所本庁舎3階 第1会議室（こども青少年局301会議室）
- 13 入札執行日時
平成29年10月3日（火） 午前10時
- 14 入札の方法
 - (1) 物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。
 - (2) 再度入札は1回限りとする。結果発表後再入札書を交付するので、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印し速やかに投函すること。
- 15 入札の無効
 - (1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札
 - (2) 本市が交付した入札書を用いないでした入札
 - (3) 再度入札の場合にあっては、前回最高入札価格以下の価格でした入札
 - (4) なお、無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。
（注1）入札に参加しようとする者は、前記3に定める下見を必ず行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。
 - （注2）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力

団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

17 その他

- (1) 前記10に定める契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則第32条第3項に該当するものとし、落札の決定を無効とする。
- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (4) 落札者は、契約締結までに大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条第1項第10号に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

18 問い合わせ先

(売払物品に関する問い合わせ先)

こども青少年局保育施策部保育所運営課

電話06-6208-8121

(入札・契約に関する問い合わせ先)

こども青少年局企画部経理・企画課（経理・調達）

電話06-6208-8177

（こども青少年局企画部経理・企画課）